



島根県報

令和5年12月1日（金）
第470号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	3
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（2件）	（水 産 課）	3

【公 告】

公共測量の実施の変更	（技 術 管 理 課）	4
公共測量の終了	（ " ）	4

【特定調達公告】

テクノアークしまねの電力調達に係る一般競争入札の実施	（産 業 振 興 課）	4
宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託に係る一般競争入札の実施	（下 水 道 推 進 課）	7

告 示**島根県告示第793号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者

ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。

- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

3 募集期間

令和5年12月1日（金）から令和6年1月25日（木）まで

4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

5 試験期日・試験場

- (1) 筆記試験・適性検査

令和6年2月2日（金）から同月3日（土）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

- (2) 口述試験・身体検査

令和6年2月10日（土）から同月11日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第794号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
伊藤眼科医院	出雲市平田町1362-1	令和5年9月12日
D・C・B薬局 ラピタ店	出雲市今市町87	令和5年10月2日
コタロー薬局	益田市久城町919番地2	令和5年10月2日

島根県告示第795号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
伊藤産婦人科眼科医院	出雲市平田町1362-1	令和5年9月11日
オクダ歯科クリニック	鹿足郡津和野町町田イ273-1	令和5年10月5日
D・C・B薬局 ラピタ店	出雲市今市町87	令和5年10月2日
コタロー薬局	益田市久城町919-2	令和5年10月1日

島根県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
雲南中央地区（井戸工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第797号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和元年島根県告示第395号による保険に付すべき義務は、令和5年11月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖東部加入区

島根県告示第798号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和元年島根県告示第396号による保険に付すべき義務は、令和5年11月18日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市加入区

公 告

令和5年8月8日付け島根県報第437号で公告した公共測量の実施について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
（変更前）令和5年8月1日から同年11月22日まで
（変更後）令和5年8月1日から令和6年2月14日まで
- 3 作業地域
邑智郡川本町及び美郷町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年11月17日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年8月21日から同年11月14日まで
- 3 作業地域
雲南市吉田町曾木地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
テクノアークしまねの電力調達 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及びテクノアークしまねの電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 調達期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (4) 調達施設

テクノアークしまね

(5) 入札方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 令和5年12月27日（入札参加資格確認申請の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 令和5年12月27日（入札参加資格確認申請の提出期限）において、庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、令和6年度における庁舎の電気供給業務の入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登録され、かつ、入札日においても引き続き当該名簿の当該種別に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日において、その措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める申請書類を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎2階

島根県商工労働部産業振興課総務企画係

電話 0852-22-5486 ファクシミリ 0852-22-5638

メールアドレス sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和5年12月1日（金）から同月26日（火）までの間、電子メールによって交付するので、入札に参加を希望する者は、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する本公告に貼付されている「入札説明書交付申請書」に必要事項を記載し、電子メールで(1)の交付場所へ送信すること。

なお、送信後は必ず電話にて到着の確認をすること。

交付時間は、午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）とし、交付費用は無償とする。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(4) 申請書の提出期間

令和5年12月1日（金）から同月27日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出すること（郵送により提出する場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）。

(5) 申請書の提出場所

(1)の場所

(6) 入札及び開札の日時等

ア 日時 令和6年1月25日（木）午前11時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎6階 602会議室

ウ 郵便による入札にあつては、書留郵便とし、令和6年1月25日（木）午前9時までに(1)の場所へ必着のこと。

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定使用電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 契約における特約事項

本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降に対する当該金額の歳出予算について、島根県議会により予算の減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Information Related to Bidding

Name of Procurement : Procurement of Electric Power for Techno-Arc Shimane Procurement period : 1 April 2024 until 31 March 2027

(2) Deadline for Submission of Vendor Qualifications : Please submit between 9 : 00 A.M. - 12 : 00 P.M. or 1 : 00 P.M. - 5 : 00 P.M. on any business day from 1 December 2023 (Friday) until 27 December 2023 (Wednesday) (except for holidays) .

- (3) Date of Bidding and Opening of Bids : 25 January 2024 at 11 : 00 A.M.
Deadline for Bidding by Mail : 25 January 2024 at 9 : 00 A.M.
- (4) For Inquiries and Document Submission : General Planning Group, Industrial Promotion Division,
Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi,
Shimane-ken 690-8501
TEL : 0852-22-5486

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年12月1日

島根県知事 丸山達也

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

宍道湖流域下水道終末処理場等維持管理業務委託 一式

(2) 委託場所

宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）、宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）外

(3) 施設の概要

ア 宍道湖東部浄化センター

処理方式 凝集剤添加活性汚泥循環変法及び砂ろ過法による高度処理

処理能力 72,000立方メートル／日（日最大）

イ 宍道湖西部浄化センター

処理方式 標準活性汚泥法

処理能力 36,000立方メートル／日（日最大）

(4) 業務内容

ア 保守点検業務

イ 運転操作監視業務

ウ 水質試験業務

エ 事務業務

オ 保安業務

カ 場外ポンプ場維持管理・巡回業務（西部処理区のみ）

キ 管渠制水ゲート点検業務

ク 場外マンホールポンプ等点検業務（東部処理区のみ）

ケ 法定項目分析業務

コ 定期点検等対応業務

サ 清掃業務

シ 樹木管理及び除草業務

ス 修繕対応業務

セ ユーティリティ手配及び管理業務

ソ 法定検査業務

タ 電気主任技術者及びエネルギー管理員の業務

チ し渣等収集運搬業務

ツ その他必要な業務

(5) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

- (6) 本業務委託は、事業計画等に関する技術提案を受け付け、履行体制を確認し業務を確実に実現できるか否かについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する業務委託である。また、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領（以下「低入札要領」という。）に基づく低入札価格調査制度が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

(1) 共同企業体でない者の資格要件

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定による資格の認定を受けている者であること。

認定を受けていない者でこの入札に参加を希望する者は、3の(4)のアの手続を行い、認定が受けられれば参加を認める。

イ 下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者を宍道湖東部浄化センター及び宍道湖西部浄化センターにそれぞれ専任で2名配置できること。

ウ 平成25年度以降に、単独または共同企業体の代表者として、標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）と同等以上の方法を用いる下水道法第2条第6号に規定する終末処理場（海外の場合は、同種の施設をいう。以下同じ。）で、水処理施設と濃縮から脱水までの工程を有する汚泥処理施設とを併せた一連の維持管理業務の完了実績があること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。

カ 島根県において、県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

キ 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

ク 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号。以下「登録規程」という。）第10条の規定による削除を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社若しくは子会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他

その他、上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取り扱う。

サ 警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。
- イ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
- ウ 構成員のうち最大の履行能力を有する者が代表者であり、かつ、その者の出資比率が最大であること。
- エ 各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であること。
- オ 各構成員が(1)のア及び(1)のエからサまでの要件を全て満たしている者であること。
- カ 共同企業体が(1)のイの要件を満たしている者であること。
- キ 共同企業体の代表者が(1)のウの要件を満たしている者であること。
- ク 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で当該入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎6階）
島根県土木部下水道推進課 管理係 電話0852-22-6579

(2) 入札手続等

島根県電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）により電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により入札手続を書面により行う者は、電子入札運用基準により紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(3) 受託者選定要項の交付

ア 交付期間

令和5年12月1日から同月18日まで

イ 交付の方法

入札情報サービス（P P I）を利用すること。

（<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>）

(4) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、審査要綱第4条第1項第1号から第5号までに規定する申請書類を、令和5年12月18日午後4時までに(1)の担当部局に提出し、審査要綱第2条の規定による認定を受けなければならない。ただし、審査要綱第6条に規定する入札参加資格の有効期間が、入札の日において満了しない者は除く。

イ この入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書の7において示す書類を、次のとおり提出すること。

(ア) 受付期間

令和5年12月1日から同月18日までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、令和5年12月18日は午後4時までとし、郵送等の場合は、令和5年12月18日午後4時必着とする。）。

(イ) 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。なお、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参しなければならない。

(5) 技術提案書の提出

ア 期限

令和6年1月23日正午（郵送等による提出にあつては、令和6年1月22日午後5時必着）

イ 提出方法

正本1部、副本（コピー）4部をそれぞれ袋綴じにするとともに、電子ファイルを格納したCD-ROM2枚（同じものを2枚）を作成し、入札参加資格確認通知書写しと併せ、委託業務名及び入札参加資格者名を記載した封筒に封入し(1)の担当部局へ郵送等又は持参すること。

(6) 入札書及び業務費用内訳書の提出

入札参加資格の確認を受けた者は、次のとおり入札書及び業務費用内訳書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年2月1日午前9時から同月2日午後4時まで。ただし、令和6年2月1日午後5時から同月2日午前9時までの間を除く。（郵送等による提出にあつては、令和6年2月2日午後4時必着）

イ 提出方法

電子入札運用基準により電子調達システムを利用し提出すること。また、紙入札による場合は、(1)の担当部局へ郵送等又は持参しなければならない。

郵送等による入札書等の提出は、島根県建設工事郵便入札執行要領第5条第1項各号の規定に準じて行うこと。

(7) 契約条項を示す場所

(1)の担当部局

(8) 開札

ア 日時

令和6年2月9日午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部下水道推進課

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もる金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

免除する。ただし、契約締結の際に、落札者が業務を履行することができない場合に落札者に代わって業務を履行することを保証する業務履行保証人を付さなければならない。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

ア 入札者の資格、入札に関する条件に違反した者のした入札

イ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

ウ 金額の記入がない入札書による入札

エ 金額を訂正した入札書による入札

オ 入札書の委託業務名又は委託場所のいずれかが公告と一致しない入札書による入札

カ 入札書の委託業務名、委託場所、商号若しくは名称、所在地又は代表者名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある入札書による入札

キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

- ク 商号又は名称が記載されない業務費用内訳書を提出した者がした入札
- ケ 内容が未記入その他の不備のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- コ 業務費用内訳書を提出しない者がした入札
- サ 業務費用内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しない者がした入札
- シ 端数調整を行っている業務費用内訳書を提出した者がした入札（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）
- ス 設計図書である年度・処理区分別総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が分からないものを含む。）の者がした入札
- セ 値引き表示のある業務費用内訳書を提出した者がした入札
- ソ 業務費用内訳書のタテヨコ計算に違算がある者がした入札
- タ 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後入札の時点までに登録規程第10条の規定により削除を受けた者又は宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けた者のした入札
- チ 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
- ツ 入札書等提出期限の翌日から落札決定までに、登録規程第10条の規定により削除を受けた者又は宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けた者がした入札
- テ 虚偽の申請又は届出を行った者がした入札
- ト 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- ナ アからトまでに掲げる者のほか、公告等において示した入札条件に違反した入札
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定する。
総合評価点の最も高い者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、低入札要領に基づく低入札調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札要領に基づく調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、総合評価点の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。
- (7) その他
詳細は、受託者選定要項による。

5 Summary

- (1) Commodities procured, service name and quantity : Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant etc. Maintenance Management Program
- (2) Deadline for tender : 4 : 00. p. m. February 2, 2024
- (3) Date and time for the opening of tenders : 10 : 00. a. m. February 9, 2024
- (4) Department in charge of contracts : Administration Section, Sewage System Promotion Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6579